

# 自動車乗入口設置の手引き

(道路法第24条に基づく工事施工承認申請書)

愛知県知立建設事務所

維持管理課 管理グループ

TEL 0566-82-6463

FAX 0566-82-3226

令和3年1月

## 目次

1. 申請の方法 .....	1
2. 許可基準 .....	2
3. 提出書類 .....	5
4. 書類提出から承認及び完了まで .....	10
5. 様式・基準・標準図 .....	13
申請書・書式・記載例 .....	14
歩道の自動車乗入部選定表 .....	16
自動車乗入部標準形状図 .....	17
ブロック詳細図 .....	22
舗装構成図 .....	27
排水施設詳細図 .....	28
保安設備図等計画図 .....	29
仕様書 .....	30
誓約書 .....	31
工事着手届 .....	32
工事完了届 .....	33
6. チェックリスト .....	34

## 1. 申請の方法

### (1) 乗入工事に関する基本的事項

乗入口設置工事は、乗入口を必要とする申請者の方が工事費用等を負担する『承認工事』により施工していただきます。

乗入口も道路の一部であり公共施設です。申請者は歩行者、自転車、その他一般の通行に優先して乗入口を設置できるわけではありません。

歩道、植栽帯等の道路敷地内に私物（のぼり旗、立看板等）を設置することはできません。

道路の構造は、交通事情の変化に伴い変更される場合があります（例 中央分離帯設置等）このような道路構造の変更による「使い勝手の制約」が将来にわたることをご承知おきください。

### (2) 申請の方法

歩道としての本来の機能を損なうことのないよう、施工内容が愛知県の道路構造の手引き等に準拠していることを審査するために、申請書を提出していただきます。申請手数料は不要です。

申請書類についてこちらからお尋ねする場合がありますので、申請者とは別に申請書類について説明のできる方の名前及び連絡先(電話番号)を記入してください。

施工内容が愛知県の基準に合わず、承認できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 2. 許可基準

歩道に自動車の乗入口を設けるには、歩行者の安全の確保及び車両の出入りによる歩道の損傷防止のため、様々な制約がありますので、以下の例示をよく見て書類を作成してください。

### (1) 乗入口の設置を禁止する箇所

道路交通法第44条各号に規定されている箇所及びその他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与える恐れのある箇所における自動車乗入口の設置は原則として禁止です。ただし、次の2つの条件をみたす場合は例外とします。

条件1 当該自動車乗入口の設置が、真にやむを得ない場合。

条件2 1の場合で、当該自動車乗入口を設置する地域を所轄する警察署長との間で、その設置について協議が整った場合。

その他参考法令 都市計画法第34条第9号の運用基準(愛知県ホームページ参照)

・市街化調整区域・飲食店・4車線以上等の場合は交差点から5m以内に乗り入れを設置できないとあります

#### <参考>

道路交通法第44条の各号に規定されている箇所とは、次の箇所をいう。

(各用語については道路交通法第2条の定義による)

- ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ② 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- ③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- ⑤ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分
- ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

### (2) 設置箇所数

乗入口の設置箇所数は、1施設1箇所とします。

ただし、ガソリンスタンド、駐車場、店舗等で、自動車の乗入れが多い箇所又は

その他やむを得ないと認める場合は、この限りではありません。

※乗入口は幅・数とも必要最小限となるよう計画してください。

### (3) 乗入口の設置幅

乗入口の設置幅及び輪荷重影響幅は、原則として下表のとおりです。

歩道の形式 自動車の種類		フラット式	マウントアップ式	
		セミフラット式	ブロックすり付け	ブロック巻き込み
乗入口の設置幅	A型	3.0 m	3.0 m	4.0 m
	B型	6.0 m	6.0 m	7.0 m
	C型	必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (12m以下)
輪荷重影響幅	A型	1.5 m	1.5 m	1.0 m
	B型	2.0 m	2.0 m	1.5 m
	C型	2.6 m	2.6 m	2.0 m

※自動車の種類は以下のとおりです。

A型：乗用車・小型貨物自動車

B型：普通貨物自動車用 6.5 t 積以下

C型：大型・中型貨物自動車用 6.5 t 積を越えるもの

※C型については、最大乗入幅を示しています。設置にあたっては、車両走行軌跡図による必要幅の算出が必要です。

※乗用車、小型貨物自動車に乗入れる場合は原則A型となりますが、真にやむを得ないと判断される場合には、6 m以内（ブロック巻き込みのマウントアップ式の場合は7 m以内）で、かつ、車両走行軌跡図により算出した必要最低限の幅とすることができます。ただし、この場合には、舗装構成、輪荷重影響幅及びその他の設置基準が全てB型の基準となります。

※乗入口は幅・数とも必要最小限となるよう計画してください。 出入りが想定される車両の大きさ、民有地内の利用形態等に照らし合わせて審査しますが、必要最小限と認められない場合には承認できないこともあります。

#### (4) 乗入口の設置角度

自動車乗入口は、車道中心線に対し直角に設置することを原則とします。

#### (5) 歩道の自動車乗入部の形状

乗入部の形状や歩道のすり付けは、歩道の自動車乗入部形状図を標準とします。形状図は、本手引き『5. 様式・基準・標準図』にありますので参照してください。

#### (6) 不要となる乗入口

不要となる既設の乗入口は、閉鎖してください。その費用は申請者負担となります。

#### (7) 現場発生材

乗入口設置に伴い発生したガードレール等の現場発生材は、建設事務所の指示に従ってください。

#### (8) 植栽の取り扱いについて

乗入口付近の街路樹及び植栽帯については視界をさえぎることとなり危険ですので、街路樹及び植栽帯は撤去していただくことになります。

#### (9) 共同施工について

乗入口設置箇所には他の占用工事（水道・電気・ガス・下水等）が予定されている場合、共同施工をお願いします。共同で工事を行うことにより、道路の交通規制期間が縮減されるほか、舗装の本復旧工事が一度で済むため工事の縮減にもなります。

### 3. 提出書類

#### (1) 書類一覧

提出書類は以下のとおりです。★印の書類については、この手引きに様式や標準図が載っています。注意事項に従って処理をすればそのまま申請書類として使用できますが、切り貼りをを行った場合は、その後コピーをしたものを提出してください。

- ★ ① 申請書表紙
- ② 理由書
- ③ 位置図 (縮尺 1/25000~1/1500 程度)
- ④ 公図の写し
- ⑤ 平面図 (縮尺 1/100~1/500 程度)
- ⑥ 横断面図 (縮尺 1/100~1/200 程度)
- ★ ⑦ 自動車乗入口形状図
- ★ ⑧ 構造図等
- ⑨ 保安設備設置計画図
- ⑩ 現況写真
- ★ ⑪ 仕様書
- ★ ⑫ 誓約書
- ⑬ その他添付が必要と指示のあった書類
  - ◇ 車両走行軌跡図 (C型乗入口を設置する場合等)
  - ◇ 工程表、植栽の対応書類、他の法令許可の写し等

#### (2) 書類作成の注意事項

- ① 申請書表紙
  - ・ 申請者の押印は不要です。
  - ・ 本手引き『5. 様式・基準・標準図』に記入例が掲載されていますので、参照してください。
- ② 理由書
  - ・ 様式は任意です。
  - ・ 申請書表紙の『工事を必要とする理由』の欄に記載できる場合は、そちらに記載しても結構です。

- ・ 乗入口を設置する理由、とりわけ B型C型乗入口の場合はその選定理由を記述してください。
- ・ 乗入口を2箇所以上設置する場合も理由を記述してください。
- ・ その他、特に明記する事項があれば記述してください。事前相談や申請書類の審査結果を踏まえ、状況や確認をした内容を明記していただくこともあります。

③ 位置図（縮尺 1/25000～1/1500 程度）

- ・ 建設事務所担当者が現地確認等に行く時に参考となるものをつけてください。国土地理院のホームページ (<https://www.gsi.go.jp/>) から無料で取得できます。

④ 公図の写し

- ・ 法務局で写しをとることができます。
- ・ 申請箇所が分かるようマーキングしてください。
- ・ 道路敷内であることが明確な場合には省略することができます（建設事務所に確認してください）。

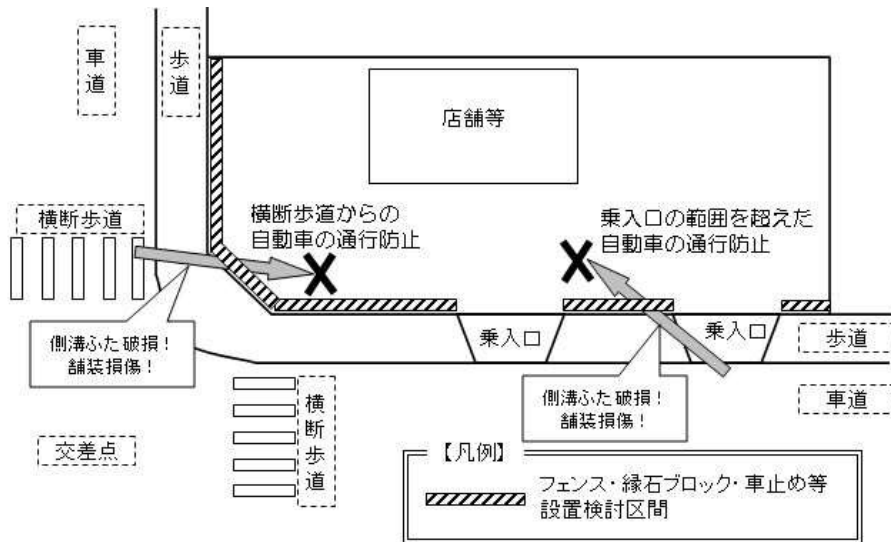
⑤ 平面図（縮尺 1/100～1/500 程度）

- ・ 乗入れを必要とする敷地の形状及び建物等の位置、特に車庫又は駐車場の位置が分かるようにしてください。
- ・ 工事前と工事後の両方があれば分かりやすいです。
- ・ 参考資料として「道路台帳平面図」の写しを必要とされる場合はお申し出ください。
- ・ 申請する乗入口の両端から少なくとも前後 10 m 以内の道路施設等とその位置・寸法を明示してください。
- ・ 側溝を造りなおす場合は、その位置と長さを記入してください。
- ・ 建物新築等に伴う場合は、建築確認申請に用いる敷地内平面図を添付してください。
- ・ 店舗・集合住宅等、集合駐車場に伴う場合は、民地内の駐車場経路や駐車位置を示す計画平面図を添付してください。
- ・ 乗入口以外の歩道内への車両進入を防止するため、状況により民地内に構造物（フェンス・縁石ブロック・車止め等）の設置をお願いしています。特に2箇所以上の乗入口の設置される場合や、側溝上を通過する可能性が

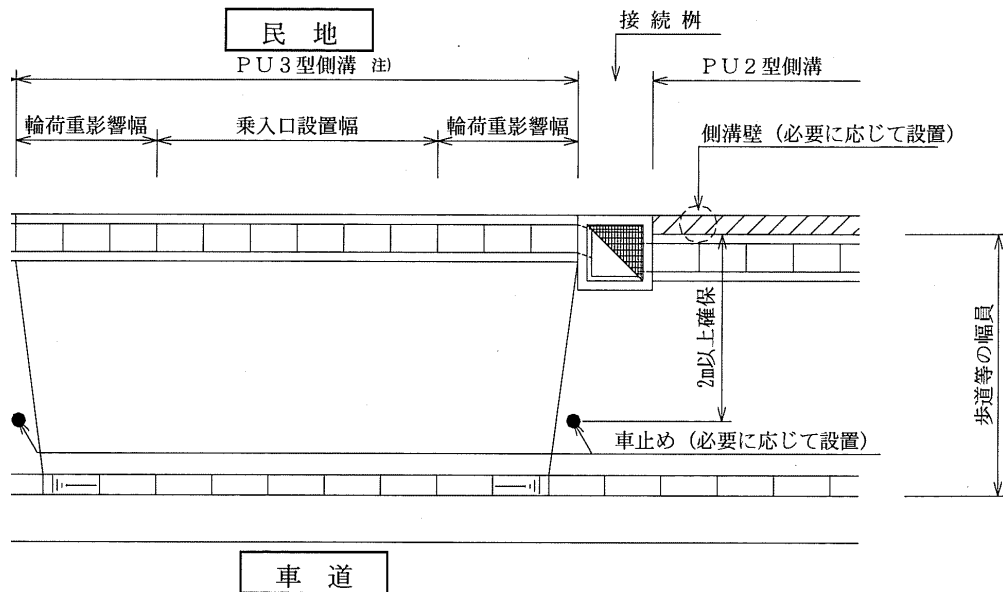


ある場合は側溝蓋等の道路施設の損傷原因となりますので、民地内または歩道上に車両進入防止対策を行ってください。その構造について平面図に明示するとともに、詳細図を添付してください。

<参考図1 民地内に縁石ブロック等を施工する場合>



<参考図2 歩道側に縁石ブロックを施工する場合>



注) C型の場合は、スリット付き円形水路等を用いること

⑥ 横断面図 (縮尺 1/100~1/200 程度)

- 乗入口を設置する道路の幅員構成 (車道や歩道、歩道内の植栽帯や側溝などの幅) と横断勾配及び高さが分かるように作成してください。

- ・ 道路区域と民地との境界を明記してください。

⑦ 自動車乗入口形状図

- ・ 本手引き『5. 様式・基準・標準図』に標準の形状図が掲載されていますので、参照してください。
- ・ 本手引きの標準図をそのまま使用していただいても結構ですが、形状図にはA型からC型までの3つの数値が表示されていますので、申請に関係のない部分は×や＝などで消してください。
- ・ 形状図における乗入口の設置幅は、対象車両ごとに許可できる上限の数値であるため、車庫や店舗等の形状により、それ以下の必要最低限の幅とすることができます。

⑧ 構造図等〔舗装構造図、側溝詳細図、歩車道境界ブロック詳細図、その他構造図〕

- ・ 申請する乗入口工事に関するものを添付してください。主なものは本手引き『5. 様式・基準・標準図』に標準の構造図が掲載されていますので、活用していただいても結構です。

⑨ 保安設備設置計画図

- ・ 承認後に警察署へ提出する道路使用許可申請書にも必要となる図面です。
- ・ 本手引き『5. 様式・基準・標準図』に記入例と注意事項が掲載されていますので、参照してください。
- ・ 『道路工事保安設備設置基準 平成19年4月（平成30年3月改定） 愛知県建設部』を準拠してください。県庁道路維持課のホームページからダウンロードできます。

県庁道路維持課

URL:<https://www.pref.aichi.jp/douroiji/hoansetsubissettikizyun/hoansetsubissettikizyun.pdf>

- ・ 別途、保安設備の規格図を添付してください。規格図は前出の設置基準に掲載されています。申請に関係のない部分は×や＝などで消すなど、使用する保安設備を明確にしてください。
- ・ 仮設歩道は民地側への設置を検討した上で、不可能な場合に車道への設置を計画してください。

⑩ 現況写真

- ・ 前面及び側面から撮影し、乗入口施工前である現在の状況が分かるカラー

写真を添付してください。

- ・ 写真に工事予定箇所を赤ペン等で図示してください。

⑪ 仕様書

- ・ 工事の施工を行うときの仕様を記したものです。

⑫ 誓約書

- ・ 承認後に所定の規定・条件・指示事項を守って工事を施工する等の誓約書です。
- ・ 申請者により誓約してください。押印は不要です。

⑬ その他

- ・ 関連する事項について確認するために、別の図書を求めることがあります。例えば以下のものがあります。

◇ 車両走行軌跡図

- ・ C型乗入口を設置する場合や、原則A型となる車両の乗入口でやむを得ずB型を選択する場合に必要となります。申請する乗入口の幅が必要最小限であることを確認するための図面です。軌跡図から乗入口の幅に余裕がみられる場合は許可できませんのでご了承ください。

### (3) 綴り方

申請書類はA4サイズ縦型とし、左端をホッチキス等でとめてください。図面等が大きいものについては、A4サイズに折って他の書類と一緒に綴じるか、巻末に封筒を付けそれに入れてもかまいません。

原則、『(1) 書類一覧』の番号順に綴じてください。

### (4) 提出部数

この申請書は**2部提出**してください。

うち1部は知事の承認を得た後、許可書として申請者にお返しします。

#### 4. 書類提出から承認及び完了まで

申請書類を知立建設事務所維持管理課にお持ちください。窓口で書類の不備等の簡単な確認を行った上で受理します。その後、当事務所の担当者が申請書の内容について審査を行います。その後、審査意見がある場合、それに対する再検討を行っていただくために電話連絡等をしますので内容修正等をお願いします。

書類が全て整いましたら、当事務所長の承認を得て承認書を発行します。発行後、お電話にてご連絡します。承認書は、申請書類を受理してから開庁日で15日間以内（内容修正期間を除く）に発行します。

承認後、以下の手続きが必要となりますので、あらかじめご承知おきください。

##### ◇ 道路使用許可申請

工事を行うことによって、歩道や車道を規制することになるため、道路交通法第77条に基づく道路使用許可が別途必要になります。各警察署にて手続きを行ってください。

##### ◇ 『着手届』の提出

工事に着手しようとするときはあらかじめ提出してください。押印は不要です。様式は許可書とともにお渡しします。

##### ◇ 『完了届』の提出

工事が全て完了した後、次の各種写真を添付のうえ、すみやかに提出してください。

- ① 全景
- ② 舗装厚（転圧作業も含む）
- ③ 各種構造物（側溝、歩車境ブロック等）設置状況
- ④ 乗入の間口の幅
- ⑤ 保安設備設置状況

◆ 工事施工について

施工にあたっては、愛知県建設部土木工事標準仕様書を準拠してください。

◆ 『完了検査』と瑕疵担保責任について

完了検査は主として写真にて行いますが、特に必要とする場合は現場で検査を行いますので、連絡する日時に立会をお願いします。

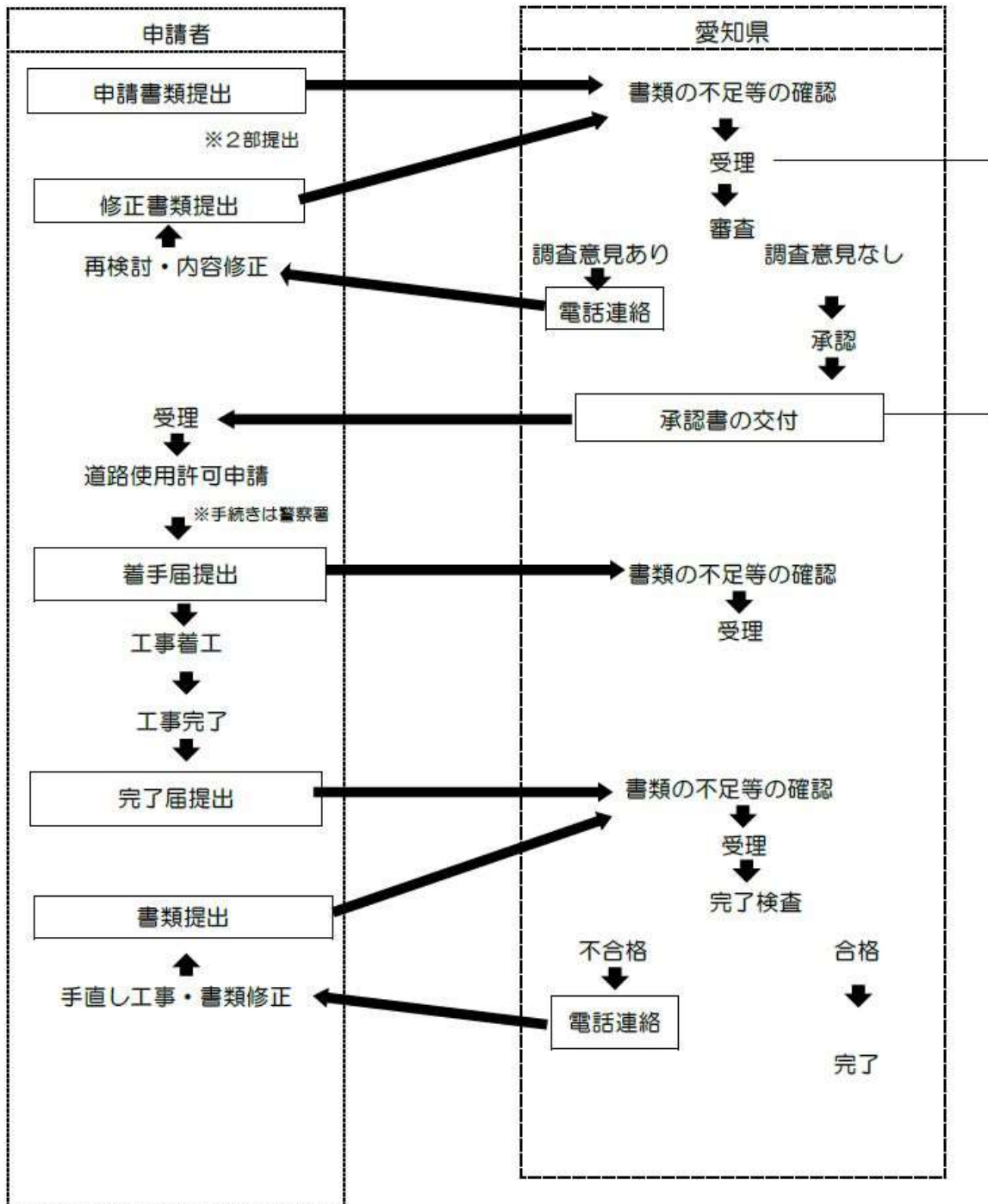
完了検査に合格した施設は、それ以後愛知県の施設として県が維持管理を行いますが、次の場合は瑕疵担保責任として申請者の方に手直しをしていただく義務が生じますのでご注意ください。

① 施工不良等によるもの（工種により 1～5 年の責任期間）

（根拠法令：『道路占用工事の実施に関する基準』第19条（承認工事も準用する））

② 自動車荷重に対応していない部分（舗装や側溝等）に車両が乗る等、使用方法に過失があった場合

<参考：手続きの流れ>



開庁日で15日以内（再検討・内容修正期間を除く）

## 5. 様式・基準・標準図

申請書類に必要となる様式や基準、構造図のうち、主なものとして下表のとおり掲載します。様式や構造図は申請書類として使用できますが、下表、本章内に記載の基準及び『3. 提出書類』での特記事項を参照し、不備の無いよう作成してください。

### 【様式・基準・標準図一覧】

書類名	特記事項
申請書様式・記入例	記入例に記載の注意事項を準拠してください。
歩道の自動車乗入部選定表	この表を参照して乗入口選定図、歩車境ブロック詳細図について該当する形状図を選択してください。
自動車乗入口形状図	不要な図面は×で消すなど、対象図面を明確にしてください。 各図面にはA型B型C型の3つの数値が表示されていますので、不要な数値を二重線(=)で消してください。A型はカッコなし、B型は( )、C型は[ ]で表示されています。
ブロック詳細図	不要な図面は×で消すなど、対象図面を明確にしてください。また、現地調査の結果、数値の修正の必要がある場合は明記してください。 L型街渠やベース付歩車境ブロック等のプレキャスト製品を使用する場合は、別途詳細図を作成してください。
舗装構成図	構成図に記載の注意事項を準拠してください。
排水施設詳細図	一般的なプレキャスト側溝と現場打ち側溝が記載されています。スリット型側溝など、各メーカーごとに形状の異なるものを使用する場合は、別途詳細図(カタログ等でも可)を添付してください。
保安設備等計画図	民地側に仮設歩道を設置した例が記載されています。参考の上、現地の状況や施工方法等に即した計画図を作成してください。
仕様書	申請の際に添付してください。
誓約書	申請の際に添付してください。





様式第1 (第2条関係)

記入例

道路に関する工事の設計及び 実施計画承認申請書					
令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日					
道路管理者 愛知県知事殿 (郵便番号 )					
住所 氏名 (名称及び) 電話 代表者氏名 連絡先 氏名 電話					
下記のとおり、道路に関する工事の設計及び実施計画を承認してください。					
記					
1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 の 場 所</td> <td>住所 知立市○○町○○番○地先</td> </tr> <tr> <td></td> <td>路線名 一般県道 安城知立線</td> </tr> </table>	工 事 の 場 所	住所 知立市○○町○○番○地先		路線名 一般県道 安城知立線
工 事 の 場 所	住所 知立市○○町○○番○地先				
	路線名 一般県道 安城知立線				
2	工 事 の 種 別 自動車乗入口設置				
3	工 事 の 概 要 別紙のとおり				
4	工事の実施方法 請負				
5	工 事 の 期 間 承認の日から 30 日間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
6	概 算 工 事 費				
7	工事を必要とする理由 別紙のとおり				
立建第 - 号					
上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守ってください。					
令和 年 月 日					
道路管理者 愛知県知事 大村 秀章					
条 件	別紙のとおり				

- 押印は不要。
- 書類作成の担当者及び連絡先を書くこと。
- 自動車の乗入れを必要とする土地の地番を書く。
- 国道・県道の番号または名称を書く。
- 「自動車乗入口設置(拡幅)」と書く。
- 「別紙のとおり」と書き、『3. 提出書類』に記載の書類を添付する。
- 「直営」または「請負」と書く。
- 許可を受けた後すぐに着工する場合は上段に必要な日数を記入し、その他の場合は下段に着工予定日及び完了見込みの日を記入する。
- 見積額を記入する。
- 理由書を添付しない場合は、この欄に自動車乗入口が必要となった理由を書く。  
(例)「駐車場を設置するため」「車庫を設置するため」等
- この欄には記入しないこと。

## 歩道の自動車乗入部選定表

### 【マウントアップ式】

植樹帯の有無	有		無			
歩道幅員			2.5m以上		2.5m未満	
歩車境ブロックの高さ	20cm	15cm	20cm	15cm		
民地切り下げ					可能	不可能
乗入口標準形状図	図1	図2	図3	図4	図5	図6※
歩車境ブロック詳細図	図A	図B	図A	図B	図A、図B	

※図6は、民地切り下げが不可能な場合のみ適用する。

### 【フラット式】

植樹帯の有無	有	無
乗入口標準形状図	図7	図8
歩車境ブロック詳細図	図C	

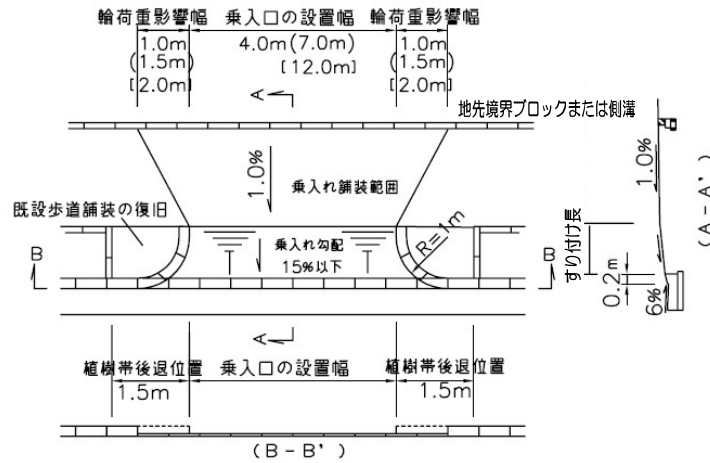
### 【セミフラット式】

植樹帯の有無	有	無
乗入口標準形状図	図9	図10
歩車境ブロック詳細図	図D	

C型の乗入口を設置する場合は、甲蓋の損傷が予想されるので、スリット付きの円形水路等、蓋のない側溝を使用するものとする。

# 自動車乗入部の標準形状図

図1 マウントアップ式 植樹帯あり 歩車境ブロックの高さ20cm



防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

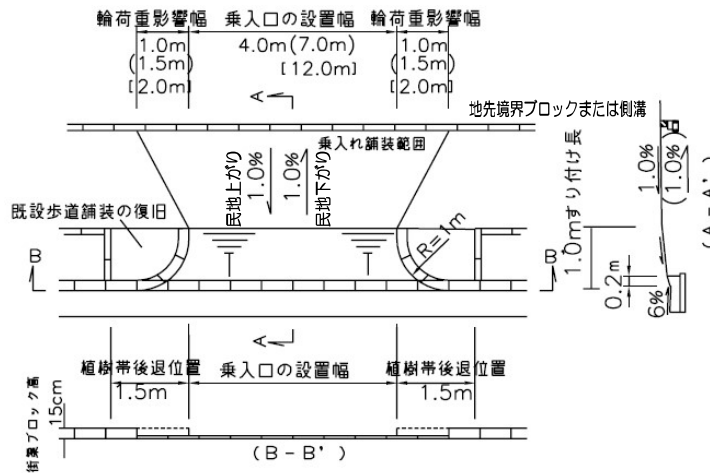
C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

すり付け長は、次のとおりとする。

- 植樹帯幅員が  
1. 2mを下回る場合1. 2m。
- 1. 2m以上の場合は植樹帯幅員。

図2 マウントアップ式 植樹帯あり 歩車境ブロックの高さ15cm



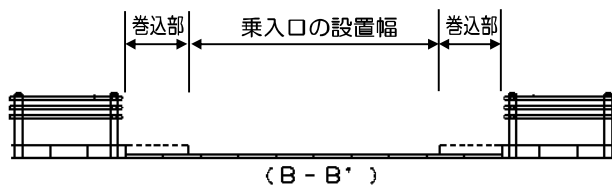
民地側に側溝が設置されていない場合は、民地下がりを適用しない。

ガードパイプが設置してある箇所は下に記載のとおりとする。

地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

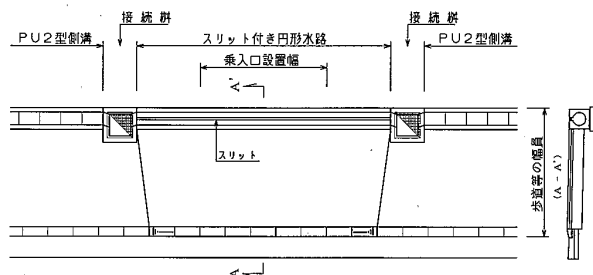
## ◆ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅から巻き込みの範囲を控えて設置する。

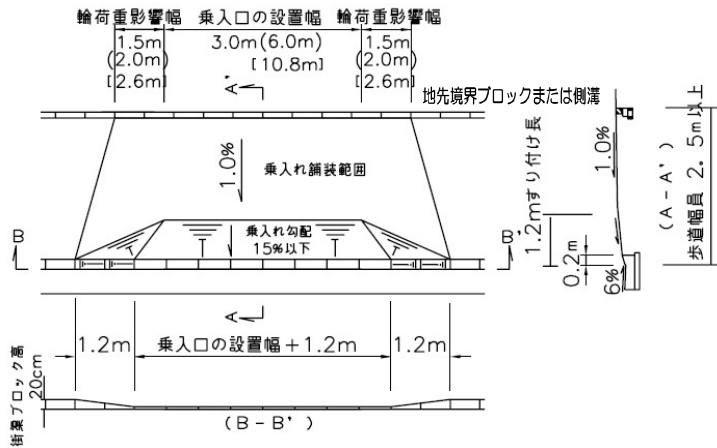
末端は危険の無いようキャップで防護すること。

## ◆C型乗入口の側溝対応について



**C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋の無いものを使用する。**

図3 マウントアップ式 植樹帯なし 歩道幅員2.5m以上 歩車境ブロックの高さ20cm



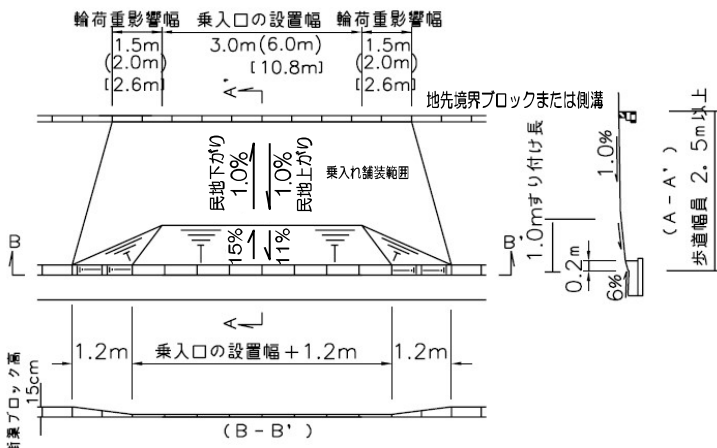
防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

図4 マウントアップ式 植樹帯なし 歩道幅員2.5m以上 歩車境ブロックの高さ15cm



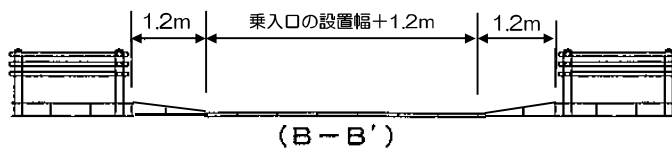
民地側に側溝が設置されていない場合は、民地下がりを適用しない。

防護柵の設置箇所における撤去範囲は下に記載のとおりとする。

地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

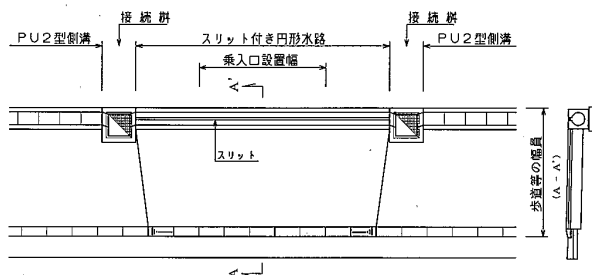
◆ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅+1.2mから1.2m控えて設置する。

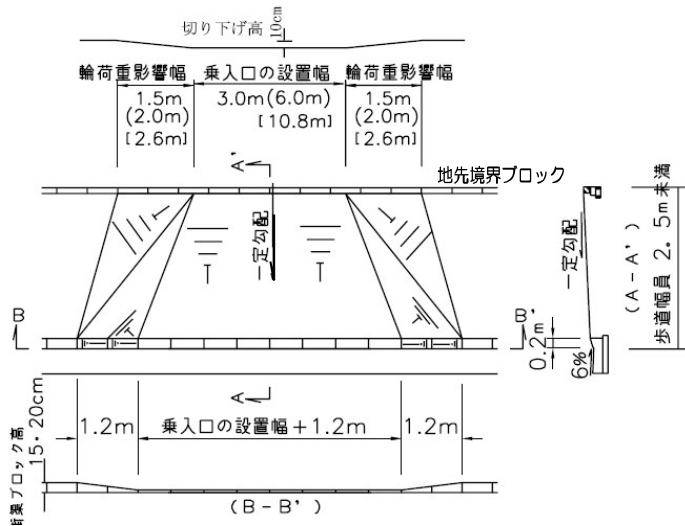
末端は危険の無いようキャップで防護すること。

◆C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋の無いものを使用する。

図5 マウントアップ式 植樹帯なし 歩道幅員2.5m未満 民地切下げ可能



防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

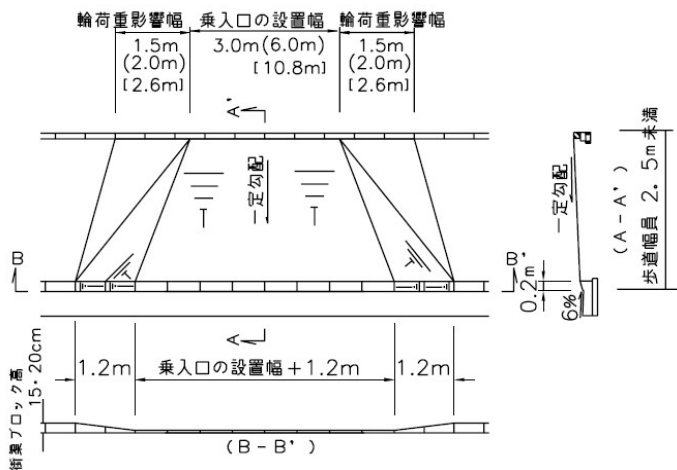
地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所は民地切下げが不可能であるため、図6を参照すること。

民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

一定勾配の値は、各条件で以下を標準とする。

歩道幅員	街渠ブロック高	
	H=20cm	H=15cm
W=2.0m	5%	2%
W=1.5m	6%	2%

図6 マウントアップ式 植樹帯なし 歩道幅員2.5m未満 民地切下げ不可能



防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法は同様とする。

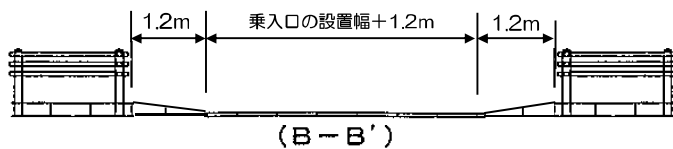
C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

一定勾配の値は、各条件で以下を標準とする。

歩道幅員	街渠ブロック高	
	H=20cm	H=15cm
W=2.0m	11%(地先ブロック) 11%(側溝)	8%(地先ブロック) 6%(側溝)
W=1.5m	15%(地先ブロック) - (側溝)	10%(地先ブロック) 12%(側溝)

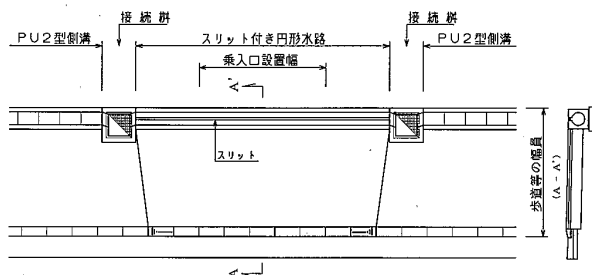
◆ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅+1.2mから1.2m控えて設置する。

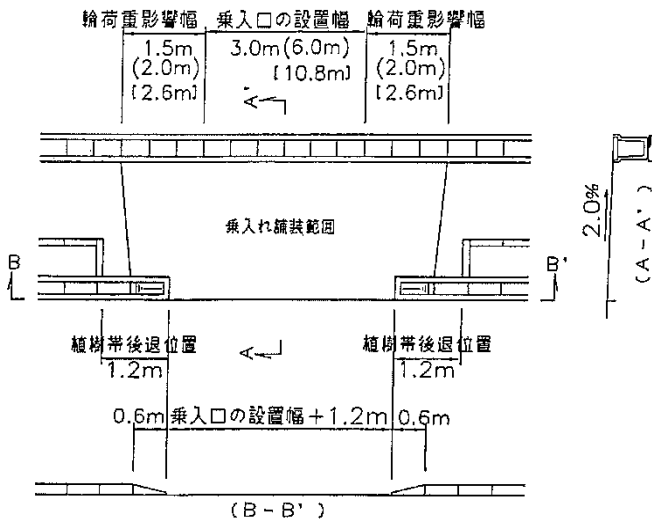
末端は危険の無いようキャップで防護すること。

◆C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋の無いものを使用する。

図7 フラット式 植樹帯有り

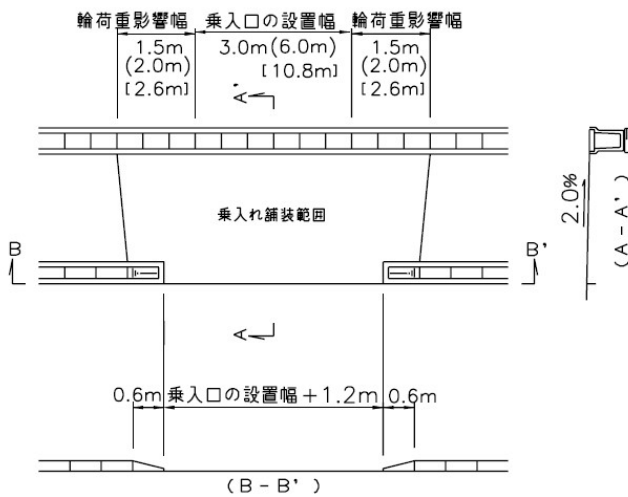


防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

図8 フラット式 植樹帯なし

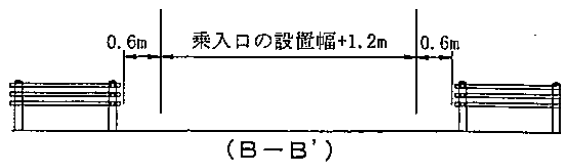


防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

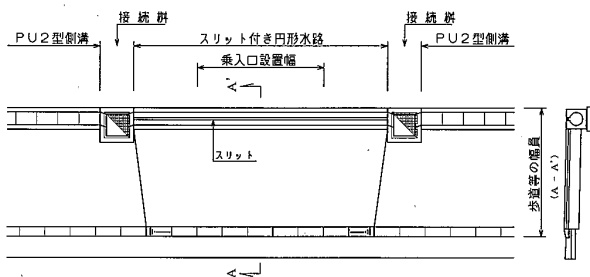
◆ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅 + 1.2m から0.6m控えて設置する。

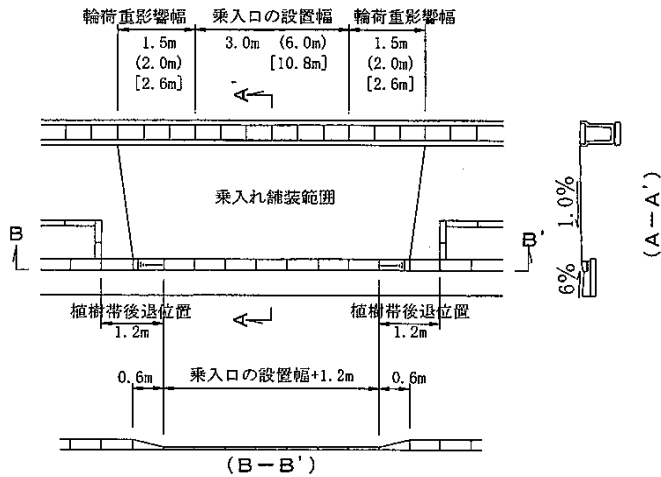
末端は危険の無いようキャップで防護すること。

◆C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋の無いものを使用する。

図9 セミフラット式 植樹帯有り



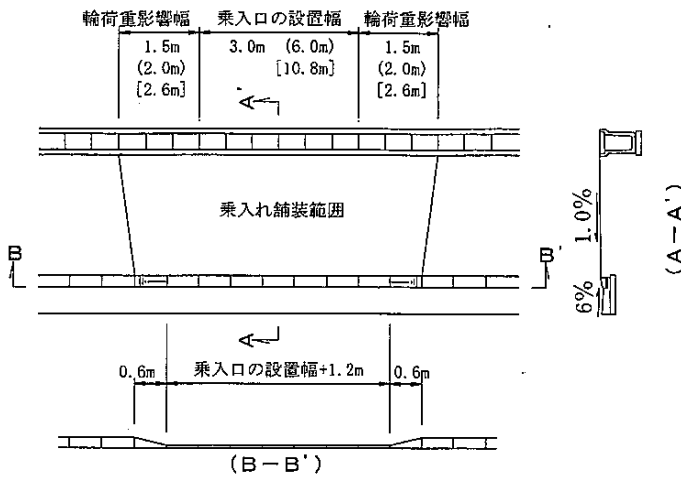
防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

側溝が設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

図10 セミフラット式 植樹帯なし



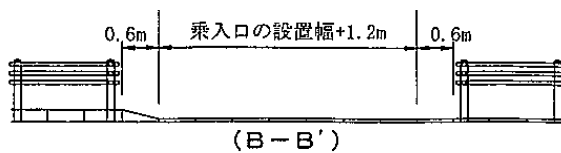
防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

側溝が設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

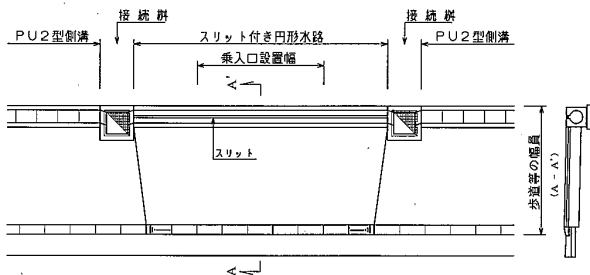
◆ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅+1.2mから0.6m控えて設置する。

末端は危険の無いようキャップで防護すること。

◆C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋の無いものを使用する。

## ブロック詳細図

### (1) エプロン部詳細図

ブロック取替タイプにおいて、既設エプロン部分が使用できる場合は、敷きモルタル部分をはつり、モルタル及び切り下げブロックのみを施工すればよい。

現場打ち街渠を選択した場合は、歩道乗入部の舗装構造はセメントコンクリートを標準とする。

詳細図の寸法  $t$  (エプロン厚) は、道路の大型車交通量と乗入口の規格により定まり、下表のとおりである。

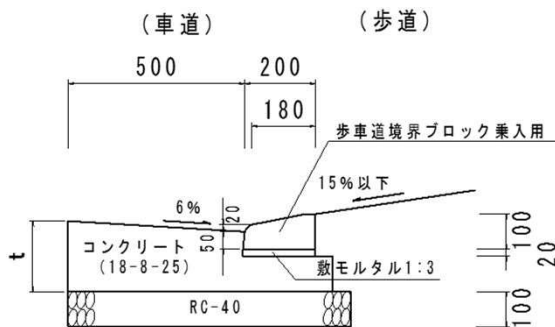
エプロン厚 $t$

交通量の区分	N3 (L交通)	N4 (A交通)	N5 (B交通)	N6 (C交通)	N7 (D交通)
大型車交通量 (台/日・一方向)	100未満	100以上 250未満	250以上 1,000未満	1,000以上 3,000未満	3,000以上
A型乗入口	150mm			200mm	250mm
B型乗入口	200mm				250mm
C型乗入口	200mm				250mm

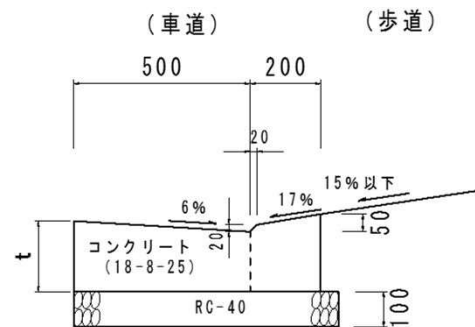
前後の既設街渠の形状・寸法から標準形状によることが不適当な場合は、これに準じた構造とすることができる。その場合、その構造となった理由を明記するとともに、別途図面を作成して申請書類に添付すること。

図A マウントアップ式 歩車境ブロックの高さ20cm

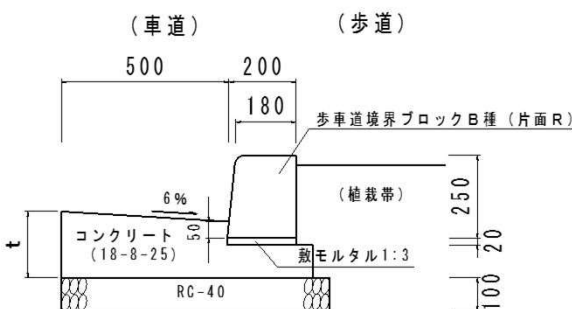
乗入口部 (ブロック取替タイプ)



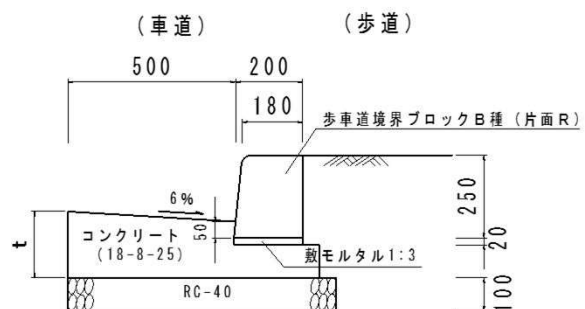
乗入口部 (全面打替タイプ)



歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯あり



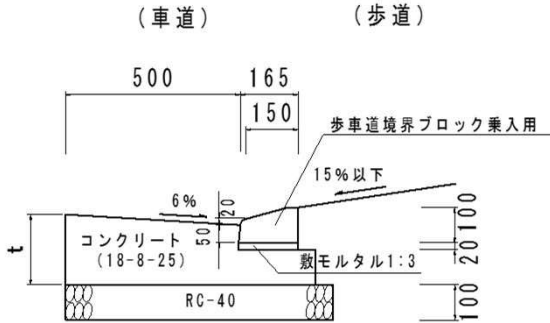
歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯なし



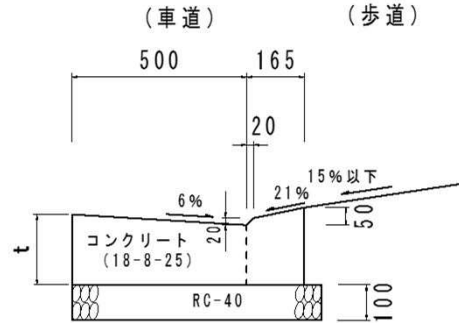


図B マウントアップ式 歩車境ブロックの高さ15cm

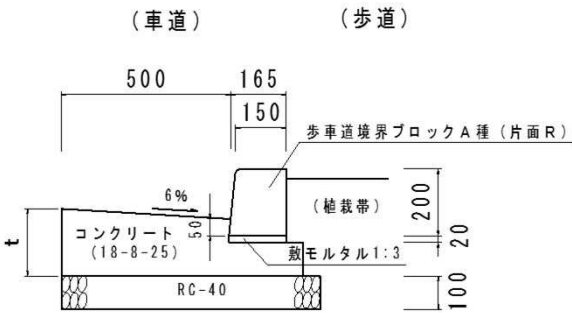
乗入口部 (ブロック取替タイプ)



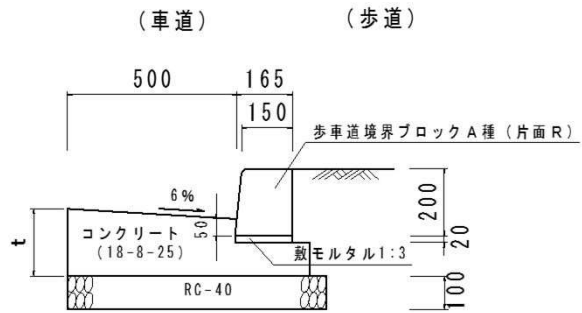
乗入口部 (全面打替タイプ)



歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯あり

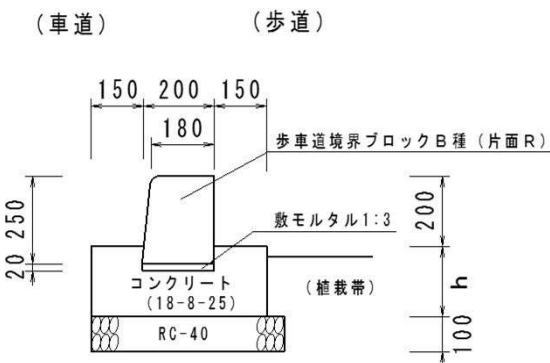


歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯なし

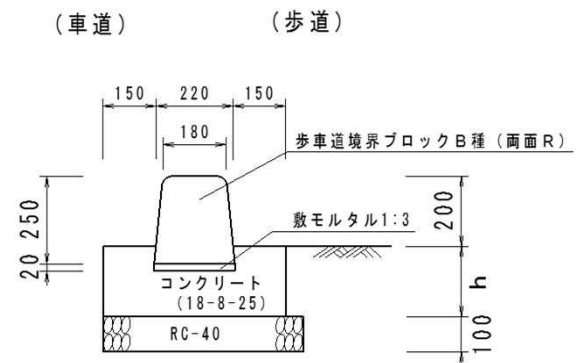


図C フラット式

歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯あり



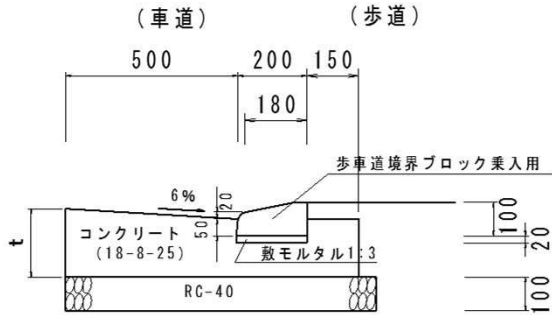
歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯なし



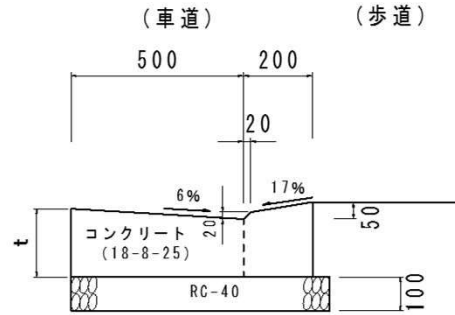
詳細図の寸法hは、既設舗装にカッターを入れて設置する場合の寸法としてh=12cmとする。

図D セミフラット式

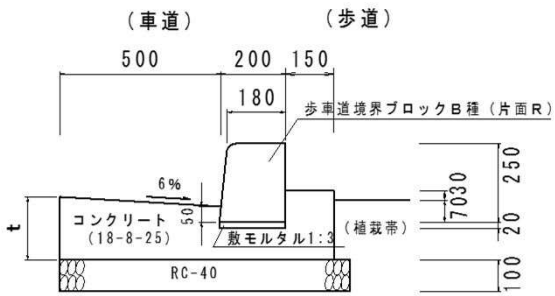
乗入口部（ブロック取替タイプ）



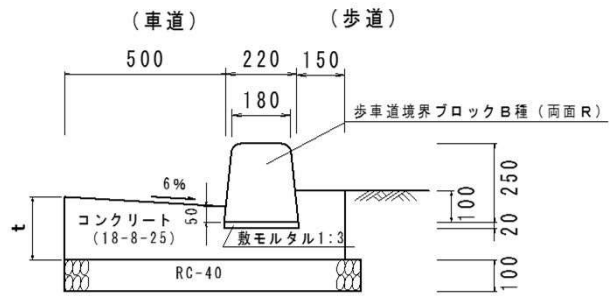
乗入口部（全面打替タイプ）



歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯あり



歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯なし

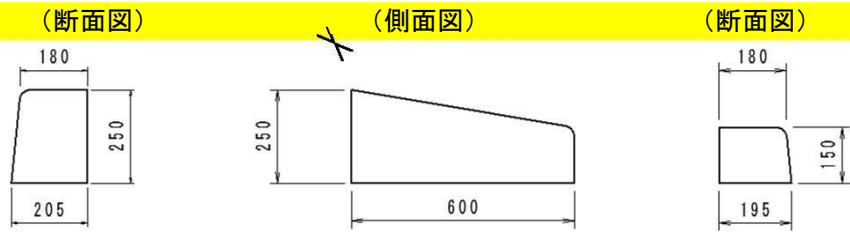


## (2) 歩車道境界ブロック形状図

### B種（片面R）

【対象歩道形状】

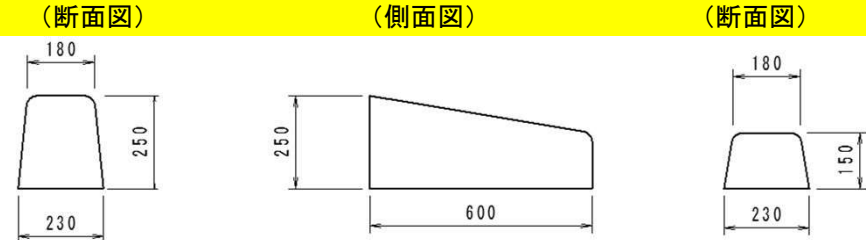
- ・フラット式またはセミフラット式
- ・植栽帯あり



### B種（両面R）

【対象歩道形状】

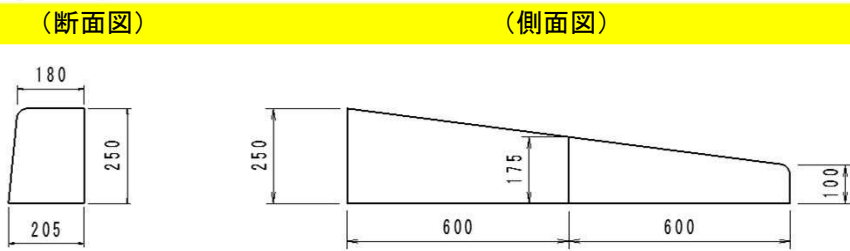
- ・フラット式またはセミフラット式
- ・植栽帯なし



### 2段落とし

【対象歩道形状】

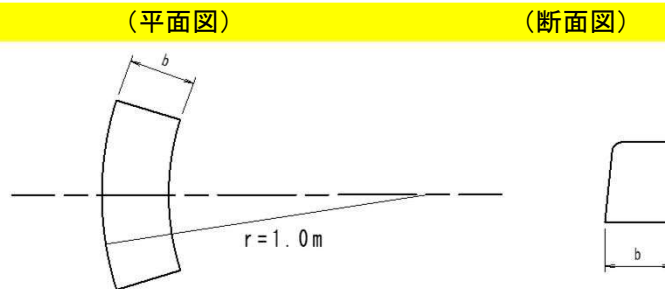
- ・マウントアップ式
- ・植栽帯なし
- ・歩車境ブロックの高さ20cm



### 曲線

【対象歩道形状】

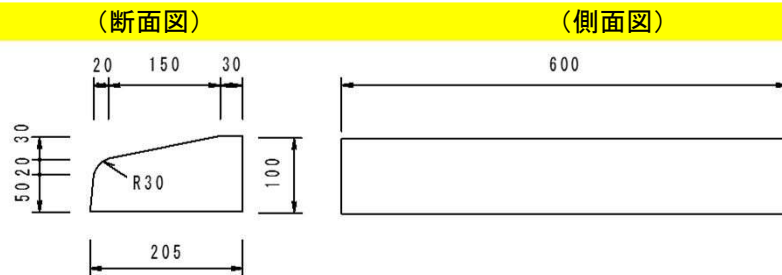
- ・マウントアップ式
- ・植栽帯あり



### 乗入用ブロック

【対象歩道形状】

- ・マウントアップ式またはセミフラット式

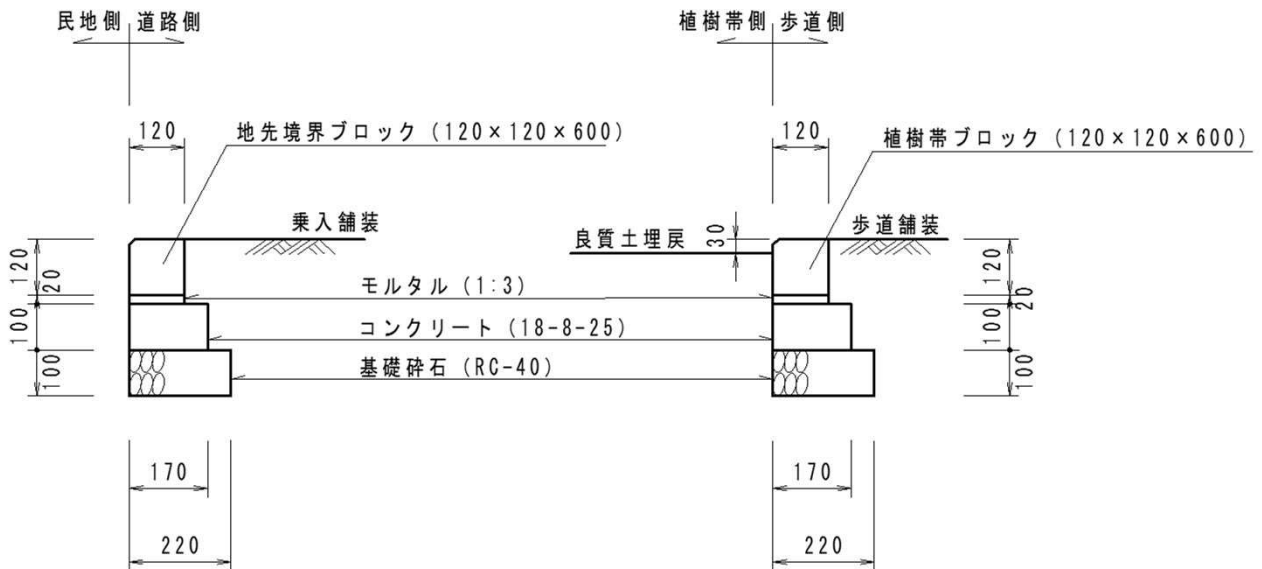


## (2) 地先境界ブロック、植樹帯ブロック

地先境界ブロックについては、既設のものに損傷・沈下等がないことが確認でき、施工上の支障とならない場合に限り、撤去・復旧を省略することができる。

【地先境界ブロック】

【植樹帯ブロック】



※ブロック寸法（規格）は、両者共通。

## 舗装構成図

### (1) コンクリート舗装 (新設乗入口部分)

	A型	( B型 )	[ C型 ]
セメントコンクリート	15cm	( 20cm )	[ 25cm ]
路盤工 (RC-40またはC-40)	10cm	( 20cm )	[ 25cm ]

コンクリートの強度は $\sigma 28=21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。

### (2) アスファルト舗装 (新設乗入口部分)

乗入口部分の舗装は、耐久性確保のため、**コンクリート舗装を標準**としていますが、適切な転圧重機を使用し施工するものに限り、アスファルト舗装を認めるものとしています。この場合の舗装構成は以下のとおりです。なお、C型についてはコンクリート舗装としてください。

舗装構成は以下の構成を標準とするが、路床のCBRが分かる場合は、それによることができる。

A型はN3 (L交通) CBR6に相当する。

B型はN4 (A交通) CBR6に相当する。

C型はN5 (B交通) CBR6に相当する。

	A型	( B型 )	[ C型 ]
再生密粒度アスコン	5cm	( 5cm )	[ 5cm ]
再生粗粒度アスコン	-	( 5cm )	[ 5cm ]
再生粗粒度アスコン	-	-	[ 5cm ]
路盤工 (RC-40またはC-40)	25cm	( 25cm )	[ 30cm ]

透水性舗装の舗装構成は、以下のとおりとする。ただし、既設歩道が透水性舗装でA型乗入口の場合にのみ使用できる。

	A型	( B型 )	[ C型 ]
透水性アスコン	5cm		
路盤工 (RC-40またはC-40)	35cm	(使用不可)	[使用不可]
フィルター層(砂[洗])	5cm		

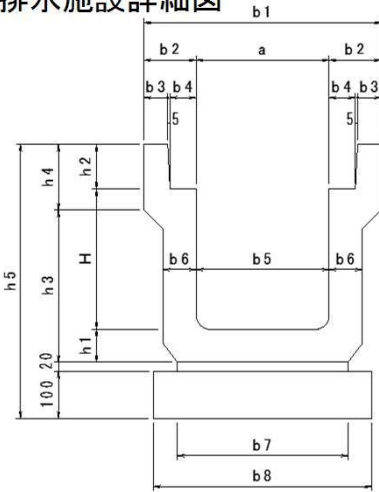
### (3) アスファルト舗装 (既設歩道舗装の復旧部分)

再生密粒度アスコン	3cm
路盤工 (RC-40またはC-40)	10cm

### (4) インターロッキング舗装 (新設乗入口部分)

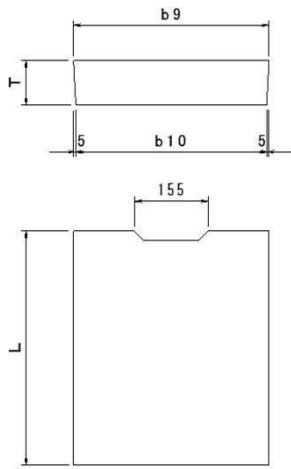
既設歩道舗装がインターロッキング舗装の場合の、乗入箇所舗装方法は建設事務所にご相談ください。

排水施設詳細図



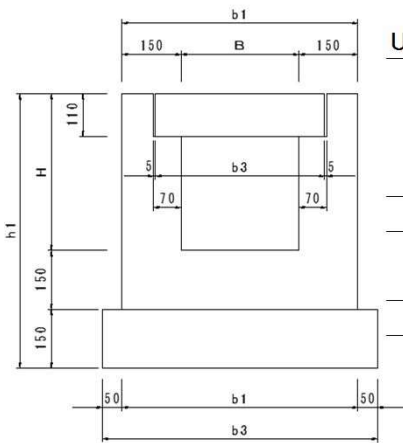
PU3型(道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝:蓋付き)寸法及び材料表

記号	寸法表(単位mm)																1個あたり質量(kg)	摘要
	B	H	b1	b2	b3	b4	b5	b6	b7	b8	h1	h2	h3	h4	h5	L		
PU3-B250-H250	250	250	460	105	45	55	230	65	300	400	65	90	285	120	525	1,000	166	JIS A5345 2種 PC4型使用
PU3-B300-H300	300	300	520	110	50	55	280	70	360	460	70	95	325	140	585	1,000	208	
PU3-B300-H400	300	400	520	110	50	55	270	70	330	430	70	95	425	140	685	1,000	234	
PU3-B300-H500	300	500	520	110	50	55	260	80	340	440	80	95	585	140	845	1,000	291	
PU3-B400-H400	400	400	630	115	55	55	370	70	430	530	70	110	440	140	700	1,000	257	
PU3-B400-H500	400	500	630	115	55	55	360	80	440	540	80	110	550	140	810	1,000	316	
PU3-B500-H500	500	500	750	125	60	60	460	80	540	640	80	125	550	155	825	1,000	348	
PU3-B500-H600	500	600	750	125	60	60	450	90	550	650	90	125	640	175	935	1,000	423	



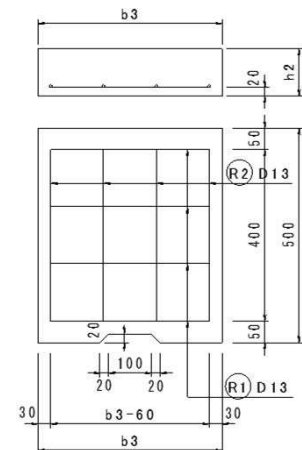
PC4型(道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝蓋)寸法表

記号	寸法表(単位mm)				1枚あたり質量(kg)	摘要
	b9	b10	T	L		
PC4-B250	362	352	90	500	37	JIS A5346 2種
PC4-B300	412	402	95	500	45	
PC4-B400	512	502	110	500	65	
PC4-B500	622	612	125	500	91	



U4型(場所打ちU型側溝:蓋付き)寸法及び材料表

記号	寸法表(単位mm)					側溝材料表(10m当たり)		
	B	H	b1	b2	h1	コンクリート	基礎材	型枠
						m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>
U4-B300-H400	300	400	600	700	700	1.946	1.050	22.00
U4-B300-H500	300	500	600	700	800	2.246	1.050	26.00
U4-B400-H400	400	400	700	800	700	2.082	1.200	22.00
U4-B400-H500	400	500	700	800	800	2.382	1.200	26.00
U4-B500-H500	500	500	800	900	800	2.512	1.350	26.00



C2型(場所打ちU型側溝蓋)寸法及び材料表

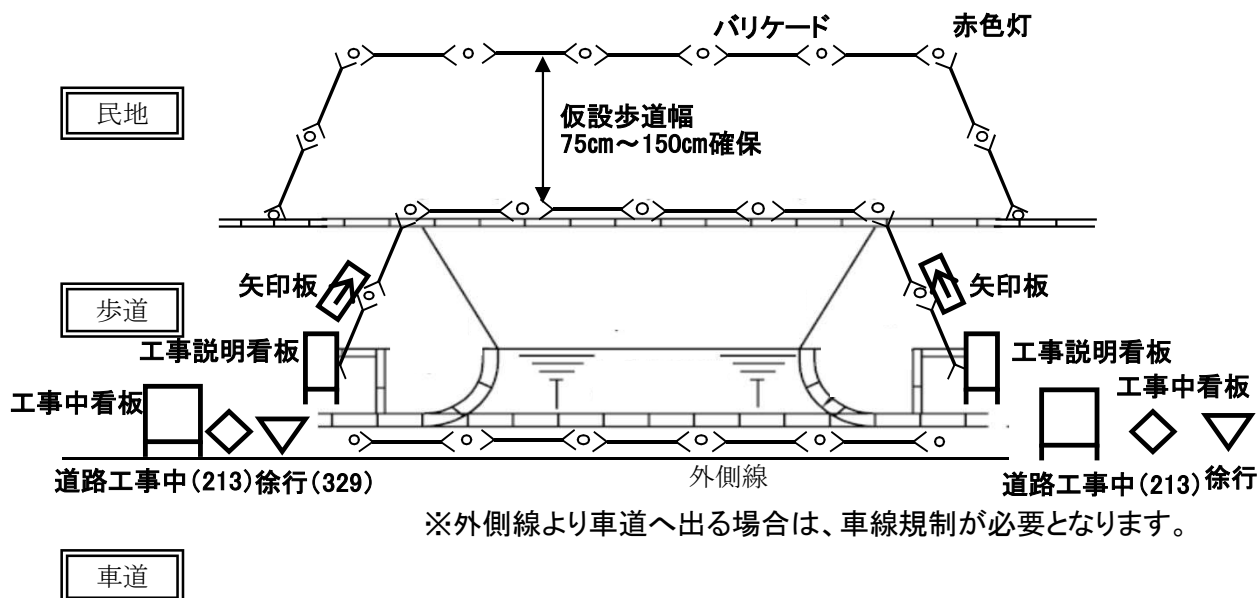
記号	寸法表(単位mm)		材料表(1枚当たり)							
	b3	h2	コンクリート	型枠	R1鉄筋D13		R2鉄筋D13		鉄筋重量	重量
			m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	本数	長さ	本数	長さ	kg	kg
C2-B300	430	110	0.023	0.205	4	370	4	400	3.065	58
C2-B400	530	120	0.031	0.247	4	470	4	400	3.463	78
C2-B500	630	130	0.040	0.294	5	570	4	400	3.861	101

該当する図表及び数値にマーキングする等、使用する規格が判別できるよう表記してください。

## 保安設備等計画図

### (1) 記入例

民地側に仮設歩道を設置する場合の例



### (2) 注意事項

歩道幅	歩道幅は75cm~150cm確保し、計画図には実際に確保する歩道幅を記入すること。 ※車道規制をする場合、車道幅は3.00mを確保すること。
仮設歩道の養生	設置する仮設歩道は段差をなくし、歩道内が土の場合等は養生すること。 <u>(砕石またはマットの敷設)</u>
工事説明看板	<u>車道から看板内容が見えないように設置すること。</u> 工事を開始する1週間以上前から道路工事を開始するまでの間は『工事説明看板』ではなく『工事情報看板』を設置すること。 工事が1日で完了する場合は『工事説明看板』『工事情報看板』ともに設置しないこと。
道路工事中 警戒標識(213) 徐行 規制標識(329)	夜間・休工等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去または覆い等を行うこと。
バリケード	歩行者及び自転車がバリケードに沿って通行する部分の設置に当たっては、バリケードの間隔をあけないようにし、又はバリケードの間に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置すること。
赤色灯	赤色灯は、4m間隔以下となるように配置すること。

その他、『道路工事保安設備設置基準 平成19年4月(平成30年3月改定)

愛知県建設部』を準拠してください。

同基準は、愛知県道路維持課のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/douroiji/hoansetsubisettikizyun/hoansetsubisettikizyun.pdf>

# 工事仕様書

1. 工事を施工しようとするときは、あらかじめ道路管理者(以下「管理者」という。)に届け出て、その指示を受けて工事施工標示を設置し、施工するものとする。
2. 工事中は工事標識を設け、夜間は赤色灯により交通事故を起こさないよう特に注意する。
3. 工事の着手および完了のときは、管理者に届け出て、指示検査を受ける。
4. 工事に関する一切の費用は、申請者の負担とする。
5. 工事着手前に必ず所轄警察署長の許可を受ける。
6. 器材その他土砂等を路上に放置し、一般交通に支障を与えないようにする。
7. 工事の施工は申請書図面によるほか、次の事項に特に留意する。  
盛土、埋戻しは十分つき固め、工事完成後沈下及び破損の発生のないよう施工し、  
後日沈下破損の場合は、その呼戻工事として施工する。



# 誓約書

愛知県知事殿

別紙のとおり、道路法第24条の規定に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書を提出しましたが、ご承認の上は所定の規定・条件・指示事項等を遵守し工事を施工致します。万が一、申請書に係る規定・指示事項等に違反して施工した場合は、理由に関わらず、工事施工業者と連帯の上、その責任を負います。

また、竣工後は速やかに完了届を提出し県職員の検査を受け、違反なき場合は道路構造物を無償で県に引き渡します。

なお、瑕疵担保期間内に承認工事に係る工作物等の沈下、亀裂及びその他の損傷が生じた場合及び、申請書に係る規定・指示事項等に違反して施工したことが判明した場合には、当方において早急に補修、改修を致します。

令和 年 月 日

上記のとおり誓約致します。

(申請者)

住所

氏名 \_\_\_\_\_

電話

# 工 事 着 手 届

年 月 日

愛知県知事 殿

(郵便番号 ー )

住 所

氏 名

(名称及び代  
表者氏名)

電 話 ( ) ー 番

連 絡 先 氏 名

電 話 ( ) ー 番

下記のとおり、着手します。

記

1	承認の年月日 及び番号	年 月 日 立建第 ー 号
2	工 事 の 場 所	市 町 大字 丁目 郡 字 番地先
		国 道 号 県 線
3	工 事 の 種 別	
4	着 手 年 月 日	年 月 日
5	工 事 の 施 工 者 名	氏 名 電 話 ( ) ー 番

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



自動車乗入口承認申請書類確認シート  
(申請書類提出の際の内容確認にお役立てください。)

【申請者配付用】

書類名	項目	確認事項	確認欄
申請書表紙	申請者	施工業者ではなく、施主となっているか。	
		担当者名及び連絡先が書かれているか。	
	工事の場所	所在地が公図、位置図等と整合しているか。	
		道路の名称が間違っていないか。	
	工事の種類	「自動車乗入口設置(拡幅)」と記載されているか。	
	工事の概要	「別紙のとおり」とし、書類が添付されているか。	
	工事の実施方法	「直営」又は「請負」となっているか。	
	工事の期間	承認を受けた後すぐに着工する場合は上段に工事に必要な日数を記入し、その他の場合は下段に着工予定日及び完了見込みの日が記載されているか。	
工事開始までに十分な時間があるか。			
工事を必要とする理由	自動車乗入口が必要となった理由が記載されているか。詳細な理由が必要な場合は、この欄に記述するのではなく、理由書が添付されているか。		
理由書		自動車乗入口が必要となった理由が記載されているか。特に、B型、C型を設置する場合や、2箇所以上設置する場合などは、その理由が詳細に記載されているか。	
		乗入口の設置が原則として禁止される場所に設置する場合は、真にやむを得ない理由が記載されているか。	
位置図	縮尺1/25,000 ～1/1,500程度	方位が記載されているか。縮尺は適当か。	
		町名・字名、県道名や道路、建物の区画線等が鮮明か。 乗入口(及び申請地)の位置が赤色で示され、公図、他の図面、写真等と整合しているか。	
公図の写し		方位、縮尺が記載されているか。	
		町名、字名が記載されるとともに、乗入口の設置場所がどの字に属するか明白でない場合は字界の線が記載されているか。 乗入口(及び申請地)の位置が赤色で示され、申請書、他の図面、写真等と整合しているか。	
平面図	縮尺1/100～ 1/500程度	方位が記載されているか。縮尺は適当か。県道名が記載されているか。	
		申請地の形と申請地内に建設される建物及び駐車場のレイアウトが記載されているか。	
		申請する乗入口とその周辺の道路及び民地施設の位置等が正確に記載され、写真と整合しているか。	
		ガードレール又はガードパイプ、街路灯、道路照明灯、電話ボックス及び郵便ポスト、既にある自動車乗入口、消火栓、マンホール、排水工(側溝、街渠)、横断歩道、踏切、電柱及び電話柱、バス停留所、道路標識、信号機等の施設が記載されているか。	
		交差点の側端、道路の曲がりかど、横断歩道、乗合自動車の停留所、踏切等について、申請する乗入口から10m以内にあるものは、その距離が記入されているか。	
		申請する乗入口は、道路交通法第44条各号に規定されている箇所及びその他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与えるおそれのある箇所を避けて設置が計画されているか。	
		申請地の県道側の間口幅が記入されているか。	
		側溝をつくり直す場合は、その位置と長さが記入されているか。	
		乗入口は、車道中心線に対し直角に設置されているか。	
		乗入口の寸法等が他の図面、写真等と整合しているか。	
		乗入口以外の箇所から車が出入りができないよう、官民境界付近に縁石ブロックやポストコーン等の設置が計画されているか。	
		既設の不要な乗入口は、閉鎖することとされているか。閉鎖しない場合は、使用できないような措置が採られることとなっているか。	
		駐車マスは、申請する乗入口を使用する車両の大きさ、台数に見合ったものとなっているか。(駐車マスの大きさ、台数、配置等)	
乗入口を2箇所以上新設する場合は、間隔が4.8m(ブロック8個分)以上離れているか。離すことができない場合は、理由書に理由を記載した上で、1.8m(ブロック3個分)以上離すこととされているか。			
既存の隣地乗入口との距離は1.8m(ブロック3個分)以上離れているか。離すことができない場合は、理由書にその理由が記載されているか。			
施設新築の場合、雨水雑排水の排水計画は良いか。			
横断面図	縮尺1/100～ 1/200程度	縮尺は適当か。	
		乗入口前面の道路全幅と車道や歩道(植樹帯)等の幅員が表示されているか。 各寸法が他の図面、保安図と整合しているか。	
自動車乗入口形状図 (平面図、断面図)	手引きの形状図集から該当する形状図を選定し添付。標準図が合わない場合は別途作成。	歩道の形式及び自動車の種類により、手引きの「自動車乗入口の標準形状図」から正しく選定され写しが添付されているか。又は正しく作成されているか。	
		乗入口の設置幅、輪荷重影響幅、すり付け長等の寸法、勾配が正しく、他の図面等と整合しているか。	
		ガードパイプを設置する場合、末端部分を危険のないようキャップで防護することとされているか。	
		側溝をつくり直す場合は、その型式、位置及び長さが記入されているか。 官民境界線が記載されているか。	
構造図等	舗装構成図	舗装構成が使用区分表に沿っているか。	
		舗装構成が自動車の種類(A、B、C型)に沿った構成となっているか。	
	排水施設詳細図	PU3型(蓋PC4型)、またはU4型(蓋C2型)で、寸法及び材料が明確であるか。	
		C型の乗入口を設置する場合は、甲蓋の損傷が予想されるので、スリット付きの円形水路等、蓋のない側溝を使用することとしているか。	
エプロン、歩車道境界(地先境界、植樹等)ブロック詳細図	手引きの「ブロック詳細図」の必要部分の写しが添付されているか。		
	作図している場合は、上記詳細図と寸法が一致しているか。		
その他		乗入口以外の箇所からの車の出入りを防止するために官民境界付近にブロック、ポストコーン等を設置する場合は、その構造図が添付されているか。	

保安設備設置計画図		作業範囲ごとに作成されているか。	
		方位が記載されているか。	
		現地の道路状況にあった図面になっているか(道路形状、交差道路の位置、横断歩道の位置、植栽の有無等が写真や平面図等と整合しているか。)	
		施工箇所及び作業車両の駐車箇所の周囲にカラーコーン(赤色灯)が設置されているか。特に交通流に 対面する箇所には、バリケード(トラ柵)とカラーコーン(赤色灯)が設置され、15°～30°の角度で路端 又は中央分離帯にすり付けられているか。	
		施工箇所と歩道や仮歩道の境にバリケード(トラ柵)とカラーコーン(赤色灯)が設置されているか(ガード レール、植樹帯等の設置箇所を除く。)	
		工事区間の始まりの地点に、工事中標識、徐行標識、(指定方向外進行禁止標識、)工事中看板が設置 されているか。	
		工事区間の終わりの地点に工事区間終わりの表示板が設置されているか。	
		片側交互通行は50m手前、車線数減少標識は、50mから200m手前に設置されているか。	
		50m、100m手前(交通量に応じて200m～1km手間にも)に工事予告標識が設置されているか。	
		工事説明看板の設置に関して、工事日数、歩道の有無から適切に判断されているか(工事日数の判断 根拠があるか。)	
		工事説明看板を設置する場合は、工事区間の始まり地点とともに、終わり地点にも設置されているか。	
		工事説明看板は車道から看板内容が見えないように設置することとされているか。	
		工事が2日以上に亘る場合は、夜間の措置について記載されているか。	
		誘導員が適切に配置されているか。	
		必要に応じて反対車線にも保安設備が配置されているか。	
		反対車線にはみ出す場合は、反対車線との境にカラーコーン(赤色灯)を並べ、区間の始めと終わりの 地点でセンターラインにすり付けているか。交通流に対面する箇所はバリケード(トラ柵)とカラーコーン (赤色灯)が設置されているか。また、反対車線の指定方向外進行禁止標識は、路側ではなく、カラー コーン(赤色灯)の始まりの位置に設置されているか。	
		歩行者の導線が確保されているか。横断歩道をカラーコーン(赤色灯)、バリケード等で遮断していない か。	
		交差道路の車の進路をカラーコーン(赤色灯)、バリケード等で遮っていないか。	
		交差点内の工事で車線が減少する場合などについて、車が交差点の中ではなく手前でスムーズに車線 を変更できるようにカラーコーン(赤色灯)等を配置されているか。	
		工事開始前の工事予告看板、工事情報看板の設置についても記載されているか。	
		県道同士が交差し、一方の県道上で工事を行っている場合、もう一方の県道に「この先左折(右折)工 事中」の看板が設置されているか。	
		歩行者、自転車等を誘導員が安全に誘導する旨記載されているか(特に歩道のない県道で、仮歩道を 設置しない場合の誘導方法の検討がなされているか。)	
		重機、工事用車両の置き場は明確かつ適切か。	
		歩道や路側上に重機、工事用車両を置く場合の歩道舗装、側溝の養生方法、側溝上に足場を組む場合 の側溝の養生方法について記載されているか。	
		歩車道の幅員、工事範囲、規制範囲等の寸法が記載され、平面図、断面図等と整合しているか。	
		歩車道の有効幅員が記載されているか。	
		仮歩道は、極力民地に設置するなど車道への設置をできるだけ避ける検討がなされているか。	
	やむを得ず車道に設置する場合、仮歩道は全区間バリケード(トラ柵)とカラーコーン(赤色灯)で囲われて いるか。		
	仮歩道内に段差がなく、歩道内が土の場合等は養生(碎石又はマットの敷設)することとされているか。		
	保安図と凡例の記号が一致しているか。標識等の規格図が添付されているか。		
	通行止めの場合、迂回路が適切に設定されているか。また、道路使用許可申請書とは別に、通行止め に関する交通規制計画書が提出されているか。		
	歩道、横断歩道の点字ブロックを除去したり、点字ブロック上の通行を阻害して工事を行う場合、仮歩道 への点字ブロックシートの設置、誘導員による視覚障害者の安全な誘導について記載されているか。 通学路となっている場合、学校に連絡しているか。		
現況写真		1方向だけでなく、3方向程度から撮影しているか。	
		撮影方向が記載されているか。	
		申請乗入口の範囲が赤線で明示されているか。	
工事仕様書		手引きの「工事仕様書」が添付されているか。	
		店舗でのC型については、完了写真でC型車両の駐車スペースの確認が必要となります。	
誓約書		手引きの「誓約書」が添付されているか。	
その他	車両走行軌跡図 (車両の寸法図)	申請乗入口の使用を想定する車両の車種、型式が決定しているか。	
		使用を想定する車種等は、申請地内の施設の種類、規模(定員)等と矛盾していないか。	
		車両の軌跡が乗入口に対して斜めではなく、直角に近い形状になっているか(十分に速度を落とし、歩道 の左右を確認の上進入・退出するため。斜めの場合、速度を落とさず出入りできてしまい、歩行者等に危 険が及ぶ。)	
		乗入幅、影響幅は車両の走行軌跡範囲ギリギリに設定されているか。	